

令和5年度地域づくり総合交付金 (ソフト系事業) 2次募集のお知らせ

北海道では、地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、まちづくり活動を行う団体が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援します。

対象となる事業

地域づくり推進事業

イベントやセミナー・シンポジウムの開催、地域文化の普及活動、地場商品の開発など、地域課題の解決や地域活性化につながる事業

<対象事業>

右の事業のうち、次の内容を実施する場合は、対象となります。 ・ イベント開催 ・ 広報普及 ・ 人材育成 ・ 調査研究 ・ 計画策定等	・ 地域福祉推進事業 ・ 地域文化振興事業 ・ 地域国際化推進事業 ・ 地域環境サポーター支援事業 ・ 地域情報化推進事業 ・ 地域景観形成事業 ・ 地域環境保全・創造事業 ・ 地域間交流・連携事業 ・ 移住促進事業 ・ スポーツ振興事業	・ 観光業の振興に関する事業 ・ 地域特産品奨励事業 ・ 農林水産業の振興に関する事業 ・ 商工業の振興に関する事業 ・ 食関連産業振興事業 ・ 地域雇用対策に関する事業 ・ 新産業創造事業 ・ 省エネルギー・新エネルギー促進事業 ・ 地域防災・減災対策推進事業 ・ 地域重点プロジェクト推進事業
------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<対象外事業>

・ 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業 ・ 専ら団体構成員のみを対象とする事業 ・ 事業主体の経費負担のない事業 ・ 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業 ・ 他の団体等に補助する事業	・ 営利を目的とする事業 ・ 施設の維持管理を目的とする事業 ・ 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業 ・ その他局長が不相当と認める事業
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

交付対象者

民間活動団体で営利を目的としない団体が対象となります。
(個人で活動を行う場合は対象となりません。)

交付対象経費

事業の実施に要する経費が対象となります。なお、以下の経費は対象外となりますので、詳細については、各総合振興局・振興局地域政策課へご確認ください。

交付対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
賃金、職員費	ソフト系事業の実施に必要な不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
食料費	
備品購入費	事業の実施に必要な不可欠な備品に要する経費と認められる場合(当該事業の交付対象経費の5分の1を限度)
用地取得費	
工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合
その他総合振興局・振興局長が不相当と認める経費	

交付金の額

交付率	交付対象経費の2分の1以内
上限額	300万円
下限額	10万円
単位	10万円

交付金は、提出書類を審査の上、交付の可否を決定しますので、交付されない場合があります。

また、予算額に限りがありますので、**交付金額は要望金額を下回る場合があります。**これらを十分にご理解の上、応募をお願いいたします。

※地域重点プロジェクト推進事業には特例があります。

応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、事業実施主体の市町村企画担当課または渡島総合振興局地域政策課へ提出してください。

様式・要綱については、総合政策部地域政策課または渡島総合振興局地域政策課のホームページからダウンロードしてください。

【募集期間】 令和6年(2024年)1月9日(火)まで

交付までのスケジュール（予定）

1月下旬～

事業実施概要書の提出

市町村企画担当課を通じ、事業実施主体の総合振興局・振興局に提出してください。
※提出期限は、各総合振興局・振興局にご確認ください。

書類審査（ヒアリング）

事業実施概要書の内容等を確認するとともに、必要に応じ、ヒアリングを行います。

2月上旬以降

内定通知

事業採択の可否や交付額について通知します。

交付申請書の提出

内定通知を受けた団体は、総合振興局・振興局に交付申請書を提出してください。
※事業実施地の市町村の経由が必要な場合がありますので、各総合振興局・振興局にご確認ください。

交付決定の通知

申請書を審査後、総合振興局・振興局から交付決定の通知があります。

事業終了後

実績報告書の提出

事業終了後30日以内または総合振興局・振興局から指示があった日までに実績報告書を提出してください。

交付金の交付

実績報告書を審査の上、交付金を交付します。

お問い合わせ先

渡島総合振興局地域創生部地域政策課

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
TEL (0138) 47-9429 / FAX (0138) 47-9203
E-mail oshima.chisei2@pref.hokkaido.lg.jp

渡島総合振興局地域政策課ホームページ

※提出書類や要綱等はこちらから入手できます。
<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/>